

「取引所株価指数証拠金取引に関する約款」の一部改正について

下線部変更  
(平成30年1月22日)

現 行	変 更 後
<p>第5条（口座の開設）</p> <p>&lt;&lt;個人のお客様&gt;&gt;</p> <p>（1）満年齢が20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること</p> <p>&lt;&lt;法人のお客様&gt;&gt;</p> <p>&lt;&lt;取引担当者基準&gt;&gt;</p> <p>（1）満年齢が満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること</p> <p>3 当社は、満年齢が75歳以上のお客様について、本取引継続の意思の有無を確認するため、年1回、「回答書」をご提出いただき、次の通り取扱うものとします。</p> <p>(以下省略)</p> <p>附則</p> <p>本規定は、平成28年12月29日より施行する。</p>	<p>第5条（口座の開設）</p> <p>&lt;&lt;個人のお客様&gt;&gt;</p> <p>（1）満年齢が20歳以上<u>80歳以下</u>の行為能力を有する個人であること</p> <p>&lt;&lt;法人のお客様&gt;&gt;</p> <p>&lt;&lt;取引担当者基準&gt;&gt;</p> <p>（1）満年齢が20歳以上<u>80歳以下</u>の行為能力を有する個人であること</p> <p>3 当社は、満年齢が<u>81歳以上</u>のお客様について、本取引継続の意思の有無を確認するため、年1回、「回答書」をご提出いただき、次の通り取扱うものとします。</p> <p>(以下現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>本規定は、<u>平成30年1月22日</u>より施行する。</p>